

## 入札説明書

平成23年11月7日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

### 1 発注者 青森県知事

### 2 入札に付する事項

- (1) 品名 コピー用紙（B4及びB5 本庁及びその周辺地区並びに青森地区）の供給契約（単価契約）  
ただし、コピー用紙（B5）については、コピー用紙（B4）の落札事業者からの見積書徴収による随意契約とする。また、各用紙の品質は整合性を図るため統一すること。
- (2) 規格 「地球に優しい青森県行動プラン行動・点検マニュアル」（平成23年度青森県環境物品等調達方針（物品の調達、設備、公共工事、役務）に定める基準を満たし、白色度70%程度のもの 2,500枚入
- (3) 数量 B4…3,000箱、B5…400箱
- (4) 供給期間 平成23年12月1日から平成24年11月30日まで
- (5) 納入場所 原則として、本庁及びその周辺地区並びに別表の発注機関一覧に表示している青森地区の各機関（基本調達範囲）とするが、それ以外の機関についても、契約者と協議の上、物品を納入する発注機関を決定するものとする。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登

録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（事務用品又はパルプ・紙）が競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

## (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成23年11月14日 15時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県 出納局 会計管理課 物品調達グループ（県庁東棟1階）

ウ 提出部数 1部

## 4 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成23年11月11日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

## 5 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- (1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 県が提示する参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ（コピー可）を添付の上、同等品申請書を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 平成23年11月10日 15時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

## 6 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成23年11月22日 15時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/files/kokoroe.pdf>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

エ 入札書の記載方法

入札金額は、入札書用紙に表示してある物品の単位ごとの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。ただし、記入する入札金額の端数は、小数点以下第二位までとすること。

「参考品・その他」欄に複数の参考品がある場合は、その中のどの参考商品で入札するのかわかるようにいずれかを○で囲むこと。

参考商品として記載されていないメーカーの製品を同等品として認められた場合は、県が作成した入札書用紙の該当の「参考品・その他」欄を消してコピーをとり、新しい用紙に認められた同等品のメーカー名、品番等を記載すること。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

#### (5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### (6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 7 契約に関する事項

#### (1) 契約書（案） 別紙のとおり

なお、本庁及びその周辺地区（契約書（案A））及び青森地区（契約書（案B））それぞれについて契約書を作成するものとする。

#### (2) 契約保証金 免除する。

- (3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しない。
- (5) 落札後の発注機関の決定
- ア 落札者決定後に、落札者に対して「発注機関一覧」を交付するものとする。
- イ 「発注機関一覧」は、基本調達範囲のほかに県の機関で、契約書に定める単価を始めとする条件で納品が可能な機関（追加の発注機関）を落札者が決定するものとする。
- ウ 落札者は、「発注機関一覧」の中で納品が可能な県の機関（追加の発注機関）の「外」欄に、○印を付して提出しなければならない。提出された「発注機関一覧」は、契約書の別表として、契約書の一部となるものとする。

## 8 問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁東棟1階

青森県 出納局 会計管理課 物品調達グループ

担当 主幹 後谷 成彦

電話 017-734-9099

## 発注機関一覧

## 青森地区

公所等名	下部機関等名	入居庁舎	住 所	基本	外
東青地域県民局 地域連携部	管理室分室		青森市幸畑唐崎76-4	1	
東青地域県民局 地域整備部			青森市幸畑唐崎76-4	1	
東青地域県民局 地域整備部	駒込ダム建設所		青森市中央3-20-1	1	
東青地域県民局 地域整備部	青森港管理所		青森市本町4-5-5	1	
青森県消防学校			青森市新城天田内183-3	1	
青森県環境保健センター			青森市東造道1-1-1	1	
青森県動物愛護センター			青森市宮田玉水119-1		1
青森県女性相談所			青森市石江江渡5-1	1	
青森県子ども自立センターみらい			青森市合子沢松森265		1
青森県立あすなろ医療療育センター			青森市石江江渡101	1	
青森県立精神保健福祉センター			青森市三内沢部353-92		1
青森県立青森高等技術専門学校			青森市野尻今田43-1	1	
青森県病害虫防除所			青森市第二間屋町4-11-6		1
青森県立美術館			青森市安田字近野185	1	
青森空港管理事務所			青森市大谷小谷1-5		1
青森県埋蔵文化財調査センター			青森市新城天田内152-15	1	
青森県立図書館			青森市荒川藤戸119-7	1	
青森県総合社会教育センター			青森市荒川藤戸119-7	1	
青森県総合学校教育センター			青森市大矢沢野田80-2	1	
青森県立郷土館			青森市本町2-8-14	1	
青森県立青森高等学校			青森市桜川8-1-2	1	
青森県立青森西高等学校			青森市新城平岡266-20	1	
青森県立青森東高等学校			青森市原別3-1-1	1	
青森県立青森東高等学校	平内校舎		平内町小湊新道46-26		1
青森県立青森北高等学校			青森市羽白富田80-7		1
青森県立青森北高等学校	今別校舎		今別町今別西田258		1
青森県立青森南高等学校			青森市大野笹崎6-1	1	
青森県立青森中央高等学校			青森市東大野1-22-1	1	
青森県立青森戸山高等学校			青森市戸山安原7-1	1	
青森県立北斗高等学校			青森市松原2-1-24	1	
青森県立浪岡高等学校			青森市浪岡町浪岡稲村101-2		1
青森県立青森工業高等学校			青森市篠田3-16-1	1	
青森県立青森商業高等学校			青森市東造道1-6-1	1	
青森県立盲学校			青森市矢田前浅井24-1	1	
青森県立青森聾学校			青森市安田稲森125-1	1	
青森県立青森第一養護学校			青森市石江江渡101-1	1	
青森県立青森第二養護学校			青森市戸山宮崎56	1	
青森県立青森若葉養護学校			青森市東造道1-7-1	1	
青森県立青森第一高等養護学校			青森市西田沢浜田368		1
青森県立青森第二高等養護学校			青森市戸山宮崎22-2	1	
浪岡養護学校			青森市浪岡町女鹿沢平野215-6		1
青森県警察学校			青森市新城天田内130-5	1	
青森警察署			青森市安方2-15-9	1	
青森南警察署			青森市浪岡浪岡淋城87-1		1
外ヶ浜警察署			外ヶ浜町蟹田中師苗代沢3		1
				32	13

物 品 供 給 契 約 書(案A)

受注者

発注者 青森市長島一丁目1番1号  
青 森 県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

番号	品 名	規 格	単位	単価	うち消費税等

(供給期間)

第2条 供給期間は、平成23年12月1日から平成24年11月30日までとする。

(受注者の義務)

第3条 受注者は、毎週、水曜日と金曜日に、発注の有無を確認し物品納入管理票を受領するため、出納局会計管理課分室（県庁東棟1階）に来なければならない。ただし、県庁が閉庁のときはこの限りでない。

(供給物品の納入)

第4条 受注者は、発注者の発する納入数量、納入期限、検査場所及び納入場所を記載した物品納入管理票により供給物品を納入しなければならない。

2 受注者は、供給物品を納入しようとするときは、その日時を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第5条 発注者は、供給物品の納入の都度、その納入場所において、受注者の立会いの上、供給物品の検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

3 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第6条 供給物品の所有権は、前条の検査に合格した時、発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

第7条 受注者は、納入した日から10日以内に当該納入に係る供給物品の代金を、請求書により発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の請求書の請求額を計算するときにおいて、第1条に定める品名ごとの単価に数量を乗じて得た額について円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して15日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第8条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

(契約の解除)

第9条 発注者は、受注者がこの契約の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

(違約金)

第10条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の不履行分の代金の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成23年11月 日

受注者

Ⓜ

発注者 青森県知事 三村 申吾 印

## 暴力団排除に係る特記事項

### (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という)及びこの特記事項を守らなければならない。

### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

物 品 供 給 契 約 書(案B)

受注者

発注者 青森市長島一丁目1番1号  
青 森 県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

集約調達 コード	品 名	規 格	単 位	単 価	うち消費税等

(供給期間)

第2条 供給期間は、平成23年12月1日から平成24年11月30日までとする。

(供給物品の納入)

第3条 受注者は、別表に定める発注者の発注機関から送付される物品発注書・納品書（別紙様式）に基づき、合意した納入期限までに指定された納入場所に、当該物品発注書・納品書を添えて供給物品を納入しなければならない。

2 受注者は、供給物品を納入しようとするときは、原則として、その日時を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第4条 発注者は、供給物品の納入の都度、その納入場所において、受注者の立会いの上、供給物品の検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

3 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 供給物品の所有権は、前条の検査に合格した時、発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

第6条 受注者は、納入した供給物品の代金を、供給物品を納入した日から10日以内に、請求書により発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の請求書の請求額を計算するときにおいて、第1条に定める品名ごとの単価に数量を乗じて得た額について円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、第1項の請求書を受領した日から起算して15日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第7条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

(違約金)

第9条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の不履行分に係る代金の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第10条 発注者は、第8条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第11条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成23年11月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

## 発注機関一覧

## 青森地区

公所等名	下部機関等名	入居庁舎	住 所	基本	外
東青地域県民局 地域連携部	管理室分室		青森市幸畑唐崎76-4	1	
東青地域県民局 地域整備部			青森市幸畑唐崎76-4	1	
東青地域県民局 地域整備部	駒込ダム建設所		青森市中央3-20-1	1	
東青地域県民局 地域整備部	青森港管理所		青森市本町4-5-5	1	
青森県消防学校			青森市新城天田内183-3	1	
青森県環境保健センター			青森市東造道1-1-1	1	
青森県動物愛護センター			青森市宮田玉水119-1		1
青森県女性相談所			青森市石江江渡5-1	1	
青森県子ども自立センターみらい			青森市合子沢松森265		1
青森県立あすなろ医療療育センター			青森市石江江渡101	1	
青森県立精神保健福祉センター			青森市三内沢部353-92		1
青森県立青森高等技術専門学校			青森市野尻今田43-1	1	
青森県病害虫防除所			青森市第二間屋町4-11-6		1
青森県立美術館			青森市安田字近野185	1	
青森空港管理事務所			青森市大谷小谷1-5		1
青森県埋蔵文化財調査センター			青森市新城天田内152-15	1	
青森県立図書館			青森市荒川藤戸119-7	1	
青森県総合社会教育センター			青森市荒川藤戸119-7	1	
青森県総合学校教育センター			青森市大矢沢野田80-2	1	
青森県立郷土館			青森市本町2-8-14	1	
青森県立青森高等学校			青森市桜川8-1-2	1	
青森県立青森西高等学校			青森市新城平岡266-20	1	
青森県立青森東高等学校			青森市原別3-1-1	1	
青森県立青森東高等学校	平内校舎		平内町小湊新道46-26		1
青森県立青森北高等学校			青森市羽白富田80-7		1
青森県立青森北高等学校	今別校舎		今別町今別西田258		1
青森県立青森南高等学校			青森市大野笹崎6-1	1	
青森県立青森中央高等学校			青森市東大野1-22-1	1	
青森県立青森戸山高等学校			青森市戸山安原7-1	1	
青森県立北斗高等学校			青森市松原2-1-24	1	
青森県立浪岡高等学校			青森市浪岡町浪岡稲村101-2		1
青森県立青森工業高等学校			青森市篠田3-16-1	1	
青森県立青森商業高等学校			青森市東造道1-6-1	1	
青森県立盲学校			青森市矢田前浅井24-1	1	
青森県立青森聾学校			青森市安田稲森125-1	1	
青森県立青森第一養護学校			青森市石江江渡101-1	1	
青森県立青森第二養護学校			青森市戸山宮崎56	1	
青森県立青森若葉養護学校			青森市東造道1-7-1	1	
青森県立青森第一高等養護学校			青森市西田沢浜田368		1
青森県立青森第二高等養護学校			青森市戸山宮崎22-2	1	
浪岡養護学校			青森市浪岡町女鹿沢平野215-6		1
青森県警察学校			青森市新城天田内130-5	1	
青森警察署			青森市安方2-15-9	1	
青森南警察署			青森市浪岡浪岡淋城87-1		1
外ヶ浜警察署			外ヶ浜町蟹田中師苗代沢3		1
				32	13



## 暴力団排除に係る特記事項

### (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という)及びこの特記事項を守らなければならない。

### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

第1号様式（第6条関係）

平成23年11月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成23年11月7日
品 名	コピー用紙（B4及びB5 本庁及びその周辺地区並びに青森地区）の 供給契約（単価契約）
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

平成23年11月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成23年11月7日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品 名

コピー用紙（B4及びB5 本庁及びその周辺地区並びに青森地区）の供給契約（単価契約）

2 業者番号

3 等級格付

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 同条第2項に規定する要件に該当していないこと。

第3-2号様式（第7条関係）

納入実績証明書

平成23年11月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成23年11月7日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名 コピー用紙（B4及びB5 本庁及びその周辺地区並びに青森地区）の供給契約（単価契約）

2 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式4 (入札書)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

委任代理人

印

入 札 書

(単価契約物品内訳)

(単位:円)

番号	名 称	規 格	参考品・その他	予定数量	入札金額
D003	コピー用紙 (B4)	「地球に優しい青森県行動プラン行動・点検マニュアル」(平成23年度青森県環境物品等調達方針(物品の調達、設備、公共工事、役務))に定める基準を満たし、白色度 70%程度のもの 2,500 枚入	三菱PPC用紙RE-N・FSC認証-MX、王子製紙再生 PPC用紙100、日本製紙PPC用紙N70、中越バルブレジーナ間伐材PPC	3,000	

(本庁及びその周辺地区並びに青森地区)

様式4 (見積書)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

委任代理人

印

見 積 書

(単価契約物品内訳)

(単位:円)

番号	名 称	規 格	参考品・その他	予定数量	見積金額
D004	コピー用紙 (B5)	「地球に優しい青森県行動プラン行動・点検マニュアル」(平成23年度青森県環境物品等調達方針(物品の調達、設備、公共工事、役務))に定める基準を満たし、白色度 70%程度のもの 2,500 枚入	三菱PPC用紙RE-N・FSC認証-MX、王子製紙再生 PPC用紙100、日本製紙PPC用紙N70、中越バルブレジーナ間伐材PPC	400	

(本庁及びその周辺地区並びに青森地区)

青 会 管 第 号  
年 月 日

殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品 名

コピー用紙（B4及びB5 本庁及びその周辺地区並びに青森地区）の供給契約（単価契約）

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、書面を持参し説明を求められます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(同等品申請書)

平成23年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

住 所

名称又は商号

代表者氏名 ⑩

(担当者氏名 )

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、同等品として認めてくださるよう、申請します。

番 号	名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

注1 同等品の申請をする場合に提出する。

2 同等品として申請する物品のカタログ(写しでも可)を添付する。

3 代表者の印を押印する。

別紙参考様式

委 任 状

平成23年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札件名 コピー用紙（B4及びB5 本庁及びその周辺地区並びに青森地区）の供給契約（単価契約）

入札期日 平成23年11月22日

入札場所 出納局会計管理課入札室